

いか釣り漁業の許可等の取扱方針（県外者）

平成 14 年 5 月 31 日制定

（趣旨）

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 11 号に規定するいか釣り漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

（適用範囲）

第 2 この方針は、岩手県外に住所を有する者に適用する。

（制限措置の内容）

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 に基づき別に定めるものとする。

（条件）

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条に規定する条件は別表 2 のとおりとする。

（許可の有効期間）

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条及び規則第 15 条に規定する許可の有効期間は、1 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

（資源管理の状況等の報告）

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 8 第 1 項の例により提出するものとする。

（起業の認可の有効期間）

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する同法第 39 条第 2 項及び規則第 7 条第 2 項に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から 6 か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期

間とする。

(許可等の申請等)

第8 許可等を申請しようとする者は、その住所を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を知事に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条及び規則第17条の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項及び規則第18条第2項の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第1項の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による許可証の書換え交付(規則第27条)及び許可証の再交付(規則第28条)を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成14年5月31日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針(平成6年2月1日施行)の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 平成16年6月1日一部改正。
- 4 平成17年5月16日一部改正。
- 5 平成18年5月22日一部改正。
- 6 平成19年5月9日一部改正。
- 7 平成24年8月29日一部改正。ただし、改正規定は、平成24年8月31日から施行する
- 8 令和3年5月10日一部改正。
- 9 令和8年9月25日一部改正。

別表 1

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進機 関の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資 格	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数
水 産 動 植 物 の 種 類	漁具 の種 類そ 他の 漁業 の 方法							
いか 釣 り 漁 業	い か	釣 り	岩 手 県 沖 合 海 面	1 月 1 日 から 1 月 31 日、6 月 1 日から 12 月 31 日 まで	制 限 な し	5 トン 以上 30 トン未 満	岩手県外に 住 所 を 有 し、岩手県 沖合海面に おけるいか 釣り漁業の 操業等に関 する協定に 参加する者	—

別表 2

漁業種類	条件
いか釣り漁業	(1) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180 キロワット以下でなければならない。 (2) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。